

真庭市福祉移送サービス

福祉移送サービスは、日常の外出において他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方を対象とした、登録制の移送サービスです。



■対象者 ①～④のすべてを満たしている方が対象です。

- ①真庭市内に住所を有していること。
- ②日常の外出において他人の介助によらずに移動することが困難であること。
- ③単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難であること。
- ④介護保険法で要支援1以上と認定された人、または身体障害者手帳を所持している人、その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他の障がいを有する人。

■移送の範囲 真庭市を出発・到着点として、真庭市内、または隣接する市町村

(津山市、高梁市、新見市、加賀郡吉備中央町、久米郡美咲町、苫田郡鏡野町、真庭郡新庄村、鳥取県倉吉市、東伯郡三朝町、日野郡江府町)

■利用回数 月6回まで ただし、特別な理由がある場合は、ご相談ください。

■利用料金 登録料と、利用ごとに支払う利用料(チケット)が必要です。

●登録料 年間1,200円 (利用の有無に関係なく必要です。)

●利用料 15分あたり250円 (利用者が乗車し移送した時間)

※事前にチケット(250円券10枚つづり)を購入し、チケットで運転手に支払ってください。

※チケットは本庁舎福祉課または振興局地域振興課市民サービス窓口で販売しています。

※登録解除時に、余ったチケットの払い戻しをします。

■運行時間 午前8時30分から午後5時まで

ただし、特別な理由がある場合は、ご相談ください。

■利用予約先 真庭市社会福祉協議会の各支所

利用希望日の1ヶ月前から3日前(土日、祝日を除く)までの間に予約してください。

■申請方法 「利用者登録申請書」により福祉課または振興局地域振興課へ申請

後日、身体の状態などをお聞きし、審査により該当すれば登録されます。

◆利用にあたっての注意点◆

※ 原則として、在宅での日常生活、社会参加に必要な移送を対象とします。

※ 運転手は、身体介助はできません。車いすへの移乗などに介助が必要であれば、障がい者移動介助など別のサービスを手配してください。

※ 介助者の同乗が必要な場合は、家族等と一緒に同乗してください。

※ 車輦は、リフト車、スロープ車、回転シート車を用意しています。(一部ETC搭載)

※ 駐車料金、有料道路通行料等が必要な場合には、利用者の負担となります。

※ 車いすは、ご希望があればお貸しします。

〈問い合わせ先〉 真庭市 健康福祉部 福祉課 〒719-3292 真庭市久世 2927 番地 2
(電話:0867-42-1581 ファックス:0867-42-1369)